

磁気ディスク装置の表示事項等について（案）

令和2年6月29日
資源エネルギー庁

1. 表示事項について（現行）

- トップランナー制度では、製造事業者等に対してエネルギー消費効率の表示を義務付けている。
- 磁気ディスク装置におけるエネルギー消費効率は、消費電力を記憶容量で除したものであり、その定義をエネルギー消費効率の値と共に併記している。

表示事項

- ① 品名及び形名
- ② 区分名
- ③ エネルギー消費効率
- ④ 製造事業者等の氏名又は名称
- ⑤ エネルギー消費効率とは、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネルギー法」という。）で定める測定方法により測定した消費電力を省エネルギー法で定める記憶容量で除したものである旨

遵守事項

- ① エネルギー消費効率は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第5下欄に掲げる数値を有効数字2桁以上で表示すること。
- ② 表示事項の表示は、性能に関する表示のあるカタログ及び機器の選定にあたり製造事業者等により提示される資料の見やすい箇所に容易に消えない方法で記載して行うこと。

2. 次期基準の表示事項について

- 装置の最大記憶容量、ディスクドライブの種類、回転数、最大構成時のディスクドライブ搭載台数及びエネルギー消費効率の表示を求める。
- エネルギー消費効率の向上に伴い、有効数字3桁以上を表示する。
- ユーザーがよりエネルギー消費効率の高い磁気ディスクを選択できるよう、引き続き、カタログに加え、ユーザーが磁気ディスクの選定にあたり製造事業者等により提示する資料（スペックシート等）にも表示を求める。
- ③については区分V及びVIの場合のみ表示する。
- ④については区分V及びVIの場合は最大構成時のエネルギー消費効率とし、その旨を追記する。

【表示事項】

- ① 品名及び形名
- ② 区分名
- ③ 装置の最大記憶容量、ディスクドライブの種類、回転数、ディスクドライブ搭載台数（最大構成時）
- ④ エネルギー消費効率
- ⑤ 製造事業者等の氏名又は名称
- ⑥ エネルギー消費効率とは、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネルギー法」という。）で定める測定方法により測定した消費電力を省エネルギー法で定める記憶容量で除したものである旨

3. 表示の切り替え等について

【切り替えの猶予期間】

- 表示事項については、ユーザーがエネルギー消費効率のより良い磁気ディスク装置を選択できるよう、早期に新しい表示に切り替えを行う。
- ただし、測定やカタログ等の切り替えに要する期間を考慮する必要があることから、公布から1年間程度の猶予期間を設ける。